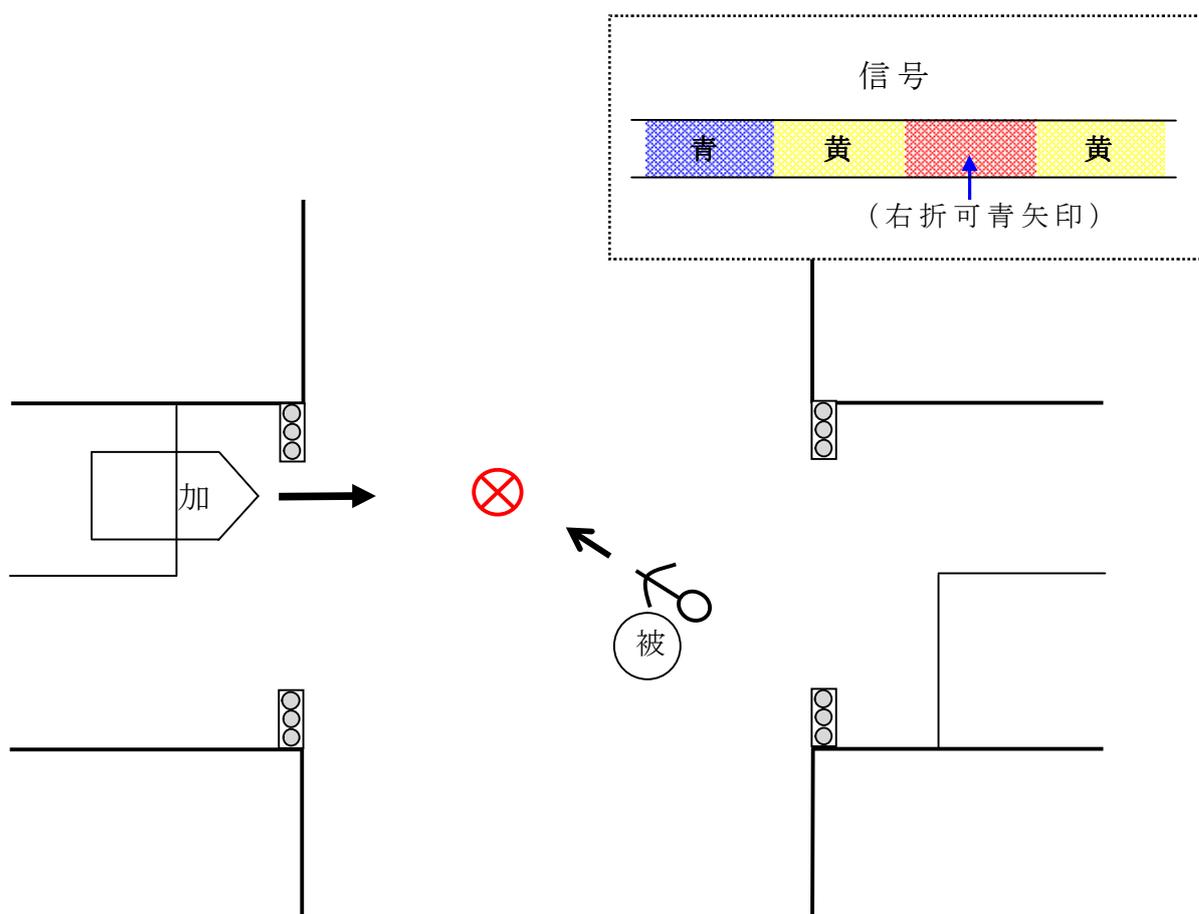


事例 7

刑事裁判では加害車両は黄色で交差点に進入したと認定されたが、民事裁判では赤信号で交差点に進入したと認定された事例

事故状況図



事故状況の説明

被害車両は黄色信号で右折のため待機状態で、右折可の信号(加害車両にとっては赤)となったため発進し、その直後に事故が発生した。

加害車両は直進車で衝突した時点では対面信号は赤。ただし、交差点に進入した時点での対面信号の色が不明であった。「交差点進入時」とは交差点手前の一時停止線直前の位置である。そこから衝突地点までの距離が相当あるため、「交差点進入時」の信号の色が不明であった。

経過

被害者が高次脳機能障害の後遺症を負った事案であり、被害者は事故状況を記憶していない。

刑事裁判における起訴状は加害車両が交差点に進入した時点での対面信号の色が記載されていない奇妙なものである。

加害者は青信号で交差点に進入したと主張した。

検察官はその後、黄色で加害車両が交差点に進入したと起訴状の訴因を変更した。

結果は加害車両が黄色で交差点に進入したと認定され、確定した。

民事裁判では加害車両が赤信号で交差点に進入したと主張し、1 審ではそれが認められたが、交差点進入直前に黄色から赤になったので、5%の過失相殺がなされた。

双方控訴して、控訴審も加害車両が赤信号で交差点に進入したと認定し、被害者は無過失と原審の判決を変更した。

民事裁判の戦法について

事故直後の警察の捜査に問題があった事案である。なぜなら、刑事記録中には加害車両が交差点に進入した際の信号の色は「黄色」であるという証拠と「ひょっとしたら赤かもしれない」という2つの証拠があるからである。

民事裁判では「ひょっとしたら赤かもしれない」という証拠を実況見分調書や刑事裁判における証人の証言を分析し、「赤の可能性が極めて高い」という立証を行った。

また、もう一つの「黄色」であるという証拠については信用性に疑問があることを主張した。

いずれにしても、「加害車両が交差点に進入した時の対面信号が何色であったか」という基本的な事項を警察が捜査をしていなかったため民事で苦勞を強いられたのである。